長期使用構造等確認申請(事前審査)についてご案内

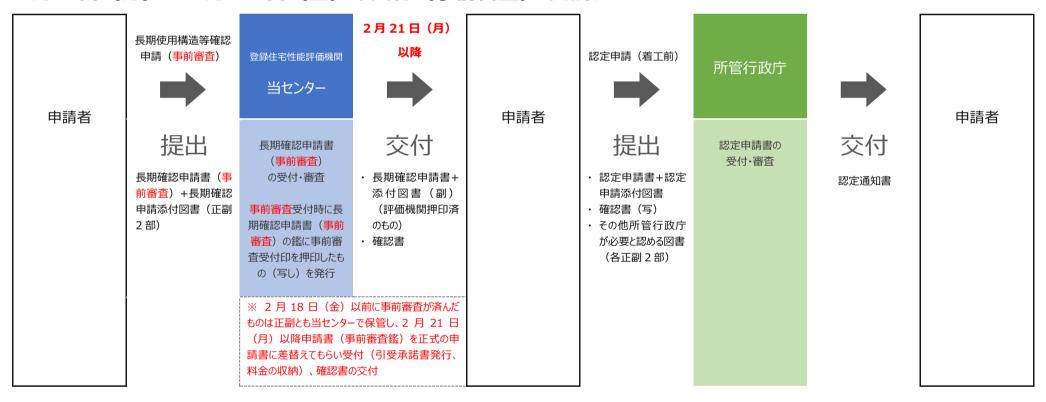
長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、令和4年2月20日より 長期優良住宅の認定の申請をする者はあらかじめ登録住宅性能評価機関へ「長期使用構造等であることの確認」を求めること ができるようになりました。それに伴い、これまでの「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼」の手続きは廃止されます。

長崎県では、改正前の手続きによる認定申請の受付締め切りを 2 月 16 日(水)としております。そのため、当センターでは、 改正前の手続きによる技術的審査依頼書の受付締め切りを 2 月 4 日(金)とさせていただきます。

なお、改正法施行日の2月20日(日)より前には、長期使用構造等確認申請の受付ができないため、2月7日(月)以降は 長期使用構造等確認申請(事前審査)として受付及び事前審査をさせていただき、事前審査が済んだ申請については2月21 日以降、正式に受付(引受承諾書の発行及び申請料金の収納)を行い、速やかに確認書の交付をさせていただくことにしており ます。手続きの移行で大変ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、2月4日(金)までに受け付けた「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書」であっても、補正の遅れ等により適合証の交付が2月17日以降にずれ込むおそれがある場合にあっては、「長期使用構造等確認申請」(事前審査申請)の手続きに切り替えていただくことがありますので併せてよろしくお願い申し上げます。

2月7日(月)~2月18日(金)の受付(事前審査)の流れ



2月 21 日(月)以降の受付の流れ

